

鴨川市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金

- 申請要領・様式 -

鴨川市役所 建設経済部 商工観光課 商工振興係

【電 話】04-7093-7837

【受付時間】午前9時00分から午後4時00分まで(土日・祝日、年末年始を除く)

(8月1日版)

<受付期間>

令和7年8月1日(金)から 令和8年1月 30 日(金)まで

<受付方法>

郵送もしくは、市役所2階商工観光課窓口での提出とします。

簡易書留等、郵送物の追跡ができる方法を御利用ください。

普通郵便の不達については、本市は責任を負いかねます。

<郵送受付先(切り取って郵送の宛名にご利用ください)>

〒296-8601

鴨川市横渚1450番地

鴨川市役所 建設経済部 商工観光課

鴨川市中小企業等エネルギー価格

高騰対策支援金申請受付 宛

目 次

I	支援金の概要	
1	趣 旨	2
2	交付対象者	2
3	支給額	3
4	支給要件	3
5	支給対象となる経費の範囲	4
II	申請手続き	5
1	問い合わせ先	5
2	申請手続き	5
3	支給の決定等	6
4	その他留意事項	6
III	提出書類	6

I 支援金の概要

1 趣旨

電力・ガス等のエネルギー価格高騰の影響を受けている中小企業者である会社又は個人事業者の負担を軽減するため、支援を行う。

2 交付対象者

- ①中小企業者である会社又は個人事業者であること。
- ②中小企業者である会社及び個人事業者は、以下のとおりです。

中小企業者である会社	次のいずれかに該当する株式会社、有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社(中小企業基本法第2条第1項に規定する会社)ただし、農業(畜産業を含む。以下同じ。)、林業及び漁業を除く。 (1)資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種((2)から(4)までに掲げる業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの。 (2)資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。 (3)資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。 (4)資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。
個人事業者	次のいずれかに該当する個人 (1)個人で創業し、主たる収入を事業所得(農業、林業及び漁業に係る所得を除く。)で確定申告をした者 (2)雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業収入

	(農業、林業及び漁業に係る収入を除く。)を主たる収入として、雑所得又は給与所得で確定申告をした者(被雇用者及び被扶養者を除く。)
--	--

なお、以下に掲げる法人・団体、個人は、交付対象外です。

- ①令和7年1月1日以降に事業を開始した者
- ②社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合など(中小企業法基本法第2条第1項に規定する会社の範囲外)
- ③「暴力団排除に関する規定」(鴨川市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱第3条第3項)の各号のいずれかに該当する者
- ④宗教上の組織又は団体
- ⑤政治団体
- ⑥支援金の趣旨及び目的に照らして交付が適当でないと市長が認める者

3 支給額

確定申告等で経費計上されている「電気・ガス・ガソリン・軽油・灯油・重油に係る経費の実支出額」の合計額の10%(水道代を除く)

- ①千円未満の端数は切り捨て。
- ②限度額は18万円。
- ③支援金は課税対象。
- ④支給は1回限り。
- ⑤対象となる経費は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とする。ただし、確定申告等により消費税相当分の還付を受けている場合は、消費税を除いた額とする。
- ⑥確定申告等で経費計上した水道光熱費に係る水道代が算定できない場合は、申請時の直近の支払い額より対象期間に係る支払額を算定する。

4 支給要件

以下の要件を全て満たしている必要があります。

- ①申請時点で、鴨川市内に「本店」又は「主たる事業所」(※)を有すること。
(フリーランス等、特定の事業所を有しない場合は、申請時点で、鴨川市内に

住所を有すること。)

- ※・中小企業者である会社:法人税の確定申告書別表一に記載された納税地
- ・個人事業者(青色申告):所得税の青色申告決算書に記載された事業所所在地
- ・個人事業者(白色申告):所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地

- ②令和6年12月31日以前に事業を開始し、申請時点で事業を継続しており、引き続き鴨川市内で事業を継続する意思を有すること。
- ③対象となる経費(電気・ガス・ガソリン・軽油・灯油・重油に係る経費の実支出額)の合計が3万円に対象事業を実施した月数を乗じて得た額以上であること。ただし、中小企業者については、令和6年7月2日から同年12月31日までに事業を開始した場合は、令和6年度中の対象事業を実施した当該期間内の月数に3万円を乗じて得た額以上であること。
- ④事業の内容が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがないこと。
- ⑤事業を営むに当たって関係する法令及び条例等を遵守していること。
- ⑥「暴力団排除に関する規定」(鴨川市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱第3条第3項)を遵守し、本件に係る千葉県警察本部への照会について、予め承諾すること。
- ⑦鴨川市が実施する「鴨川市飼料高騰重点支援金」の交付対象でないこと。

5 支給対象となる経費の範囲

- ①中小企業者である会社の場合は、令和6年7月1日から令和7年6月30日までの間の決算日である確定申告等の内の対象経費
※令和6年7月2日から同年12月31日までに事業を始めた中小企業者である会社の場合は、当該期間中に事業を実施した月の対象経費
- ②個人事業者の場合は、令和6年中の対象経費
※令和6年2月1日から同年12月31日までに事業を始めた個人事業者の場合は、当該期間中に事業を実施した月の対象経費

II 申請手続き

1 問い合わせ先

本支援金の申請に係る御質問は、以下のとおり受付しています。

鴨川市役所 建設経済部 商工観光課 商工振興係

【電 話】04-7093-7837

【受付時間】午前9時00分から午後4時00分まで

(土日・祝日、年末年始を除く)

2 申請手続き

(1)申請受付期間

令和7年8月1日(金)から令和8年1月30日(金)まで

(2)申請方法

郵送もしくは、市役所2階商工観光課窓口での提出とします。

(3)郵送先

申請書類を以下の宛先に郵送してください。(令和8年1月30日(金)の消印有効)

【宛先】〒296-8601

鴨川市横渚1450番地

鴨川市役所 建設経済部 商工観光課

鴨川市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金申請受付 宛

①簡易書留等、郵送物の追跡ができる方法を御利用ください。

②普通郵便の不達については、本市は責任を負いかねます。

③書類の散逸を防ぐため、提出書類は全て A4 サイズとするか、A4 用紙に貼付してください。

④切手を貼付の上、裏面に申請者の住所及び氏名を必ず御記載ください。

⑤申請書類は信書扱いですので、メール便等では送付できません。

(4)申請書類の入手方法

以下の方法で申請書類等を入手できます。

① 鴨川市ホームページ

トップページ > 組織でさがす > 建設経済部 > 商工観光課 > 鴨川
市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金
(URL)

<https://www.city.kamogawa.lg.jp/soshiki/25/23020.html>

②鴨川市役所 建設経済部 商工観光課(本庁2階) 04-7093-7837
午前9時00分から午後4時00分まで
(ただし、土日・祝日、年末年始は、本庁1階総合案内にて配布します。)

③天津小湊支所 04-7094-0511
平日 午前9時00分から午後4時00分まで

④鴨川市商工会 04-7092-0320
平日 午前9時00分から午後4時00分まで

3 支給の決定等

申請書を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められたときは、1か月半程度でご口座へお振り込みを行います。また、支援金の支給が決定した旨の交付決定通知書を申請者の住所(法人にあっては所在地。以下同じ。)へ発送いたします。

なお、支給しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書を申請者の住所へ発送いたします。

4 その他留意事項

- ①申請書に記載された個人(法人)情報は、支援金の審査・支給の目的で使用し、その他の目的には使用しません。
- ②支援金の支給後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返金していただきます。

※不正受給は犯罪です。厳正に対処します。

Ⅲ 提出書類

以下の申請書類を提出してください。

①提出書類は全てA4サイズで準備してください。

②提出書類の返却はいたしません。

③申請内容に、不明な点が発生した場合は、申請書に記載いただきました担当者様へ電話又はメールで御連絡をさせていただきます。

④提出書類に不備があったり、判別が困難(コピーが薄い、文字や数字が読みにくい等)であったりする場合には、再提出等を御願ひすることがあります。

	申請書類一覧	チェック
①	鴨川市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書 (別添第1号様式、詳細は P9～12)※申請書は2ページあります(両面印刷可)	☐
②	誓約書兼同意書 (別添第2号様式、詳細は P13)	☐
③	鴨川市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付請求書 (別添第4号様式、詳細は P14)	☐
④	確定申告書類の写し 【中小企業者である会社】 ・令和6年7月1日から令和7年6月 30 日までの間の決算日の確定申告書の別表一の控え 【個人事業者】 ・青色申告を行っている場合:令和6年分確定申告書第一表の控え ・白色申告を行っている場合:令和6年分確定申告書第一表の控え ・市県民税申告を行っている場合:令和7年度市民税・県民税申告書の控え	☐
⑤	対象経費の計上額が確認できる書類の写し 【中小企業者である会社】 ・確定申告等のために作成した決算書や確定申告関連書類の該当ページの写し等 【個人事業者】 ・青色申告を行っている場合:令和6年分所得税青色申告決算書(P1)の控え ・白色申告を行っている場合:令和6年分収支内訳書(P1)の控え ・市県民税申告を行っている場合:令和7年度市民税・県民税申告書のウラ面の控え	☐
⑥	【中小企業者である会社】 ・履歴事項全部証明書(写しでも可) (発行日から6か月以内のものを提出してください。) (発行年月日が記載されたページを含む全ページを提出してください。)	☐
⑦	【個人事業者】 ・本人確認書類の写し(※)	☐
⑧	【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者(フリーランス等)】 ・国民健康保険証の写し(両面) (申請日時点で有効であるものを提出してください。)	☐

⑨	【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者(フリーランス等)】 ・業務委託契約等に基づく事業収入があることを確認できる書類(令和6年分)の写し	☐
⑩	【令和6年2月1日から12月31日までに事業を開始した個人事業者】 ・開業届の写し	☐
⑪	【令和6年以降に事業を引き継いだ個人事業者】 ・事業を引き継いだことを確認できる書類(廃業届及び開業届の写し等)	☐

※本人確認書類は、下記の(ア)から(カ)のいずれか1点の写しを顔写真・文字等がはっきりと判別できる形で提出してください。

なお、いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書に記載する住所と同一のものに限ります。

(ア)運転免許証(両面)(返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能)

(イ)マイナンバーカード(オモテ面のみ、個人番号通知カードは不可)

※マイナンバーカードのウラ面は提出不要です。

(ウ)写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)

(エ)在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(両面)

(オ)身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(本人写真、氏名、生年月日又は住所の記載がある部分)

(カ)その他の官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書(本人写真、氏名、生年月日又は住所の記載がある部分)

なお、(ア)から(カ)を保有していない場合は、下記の(キ)から(コ)のうち2点の提出で代替することができるものとします。

(キ)住民票の写し(申請日から3か月以内のものに限る)

(ク)パスポート(顔写真の掲載されているページ)

(ケ)各種健康保険証(両面)又は健康保険資格確認書

(コ)年金手帳、児童扶養手当証書、基礎年金番号通知書(氏名、生年月日又は住所の記載がある部分)

別 記

第1号様式（第6条関係）

記載例
(中小企業者である会社用)

鴨川市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(宛て)

鴨川市長 佐々木 久之 様

提出日を記入してください

郵便番号 296-8601

申請者 住所 鴨川市横渚1450番地

株式会社 鴨川商事
氏名 代表取締役 鴨川 太郎

代表者印

印

(法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

鴨川市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金の交付を受けたいので、鴨川市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請者の情報

本店又は主たる事業所の情報	フリガナ	カブシキガイシャ カモガワショウジ											
	名称(屋号)	株式会社 鴨川商事											
	フリガナ	カモガワショウコスカ パンチ											
	住所	鴨川市横渚1450番地											
	電話番号	04-7092-1111				開業年月日(令和6年中に設立・開業した方のみ記入)				令和6年 月 日			

申請者の種別	選択	☒ 中小企業者である会社	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	
		対象となる事業年度	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日														
		☐ 個人事業者	生年月日	記入不要													

資本金(又は出資の総額)	10,000,000	円	業種区分番号(※)	7	常時使用する従業員数	10	人
--------------	------------	---	-----------	---	------------	----	---

担当者	所属部署	総務課	フリガナ	カモガワ	ハナコ
			氏名	鴨川	花子
	電話番号	070-0000-XXXX	メールアドレス	kamogawa_syoji@kamogawa.co.jp	

※ 業種区分番号は、裏面の「4 業種区分番号」から当てはまる

計算では25万円だが、交付上限額は18万円
千円未満は切捨て

2 対象経費の実支出額及び交付申請額

対象経費の実支出額(※1・2) (「3対象経費の内訳」の③の額)		交付申請額(※3)
2,500,000	円 × 10% =	180,000 円

※1 対象経費の実支出額は、確定申告等から発生した対象事業に係る経費のうち、電気、ガス、水道、

業種区分番号は、裏面の「4 業種区分番号」から当てはまる業種の番号を記入してください。

※2 対象経費の実支出額は、3万円に対象事業を実施した月数を乗じて得た額(令和6年7月2日から同年12月31日までに対象事業を開始した中小企業者である会社にあつては、令和6年中における対象経費の実支出額が3万円に令和6年に対象事業を実施した月数を乗じて得た額)以上であること。

※3 交付申請額は、1,000円未満の端数を切り捨てた額とし、18万円を限度とすること。

3 対象経費の内訳（確定申告関係書類又は決算書における対象経費）

「水道光熱費」に含まれる電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油及び重油に係る経費の実支出額	「水道光熱費」以外に含まれるガソリン、灯油、軽油及び重油に係る経費の実支出額	対象経費の実支出額
① 2,000,000 円	② 500,000 円	= ③ 2,500,000 円

※対象経費の算定

○「水道光熱費」に係る経費の算定

(円)

A 水道光熱費	B 水道光熱費（A）に含まれている水道代	金額（A－B） （上表①に転記）
2,300,000	300,000	① 2,000,000

○「水道光熱費以外」に含まれるガソリン・灯油・軽油・重油代の内訳

(円)

確定申告関係書類又は決算書の経費の科目	ガソリン・灯油・軽油・重油の種別	金額
燃料費	ガソリン	300,000
車両費	軽油	100,000
雑費	灯油	100,000
合計（上表②に転記）		② 500,000

4 業種区分番号

①鉱業、採石業、砂利採取業	②建設業	③製造業
④電気・ガス・熱供給・水道業	⑤情報通信業	⑥運輸業、郵便業
⑦卸売業	⑧小売業	⑨金融業、保険業
⑩不動産業、物品賃貸業	⑪学術研究業、専門・技術サービス業	⑫宿泊業
⑬飲食業	⑭生活関連サービス業、娯楽業	⑮教育業、学習支援業
⑯医療業	⑰福祉業	⑱複合サービス業
⑲サービス業（他に分類されないもの）	⑳分類不能の産業	

5 添付書類

- （1） 誓約書兼同意書（別記第2号様式）
- （2） 対象経費の実支出額が確認できる書類（確定申告におけるエネルギー関連費の額を証する書類、決算書等の写し）
- （3） 中小企業者である会社にあつては、履歴事項全部証明書
- （4） 個人事業者にあつては、本人であることを確認できる書類
- （5） 要綱第2条第2号イに該当する個人事業者にあつては、健康保険証の写し及び業務委託契約等に基づく事業収入があることを確認できる書類
- （6） 令和6年2月1日から同年12月31日までに事業を開始した個人事業者にあつては、開業届の写し
- （7） その他市長が必要と認める書類

別 記

第1号様式（第6条関係）

記載例
(個人事業者用)

鴨川市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書

令和 〇 年 〇 月 〇 日

(宛て)

鴨川市長 佐々木 久之 様

提出日を記入してください

郵便番号 296-8601

申請者 住所 鴨川市横渚1450番地

認印(シャチハタ不可)

本人確認書類に記載されている住所を記入してください

氏名 鴨川 太郎

印

(法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

鴨川市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金の交付を受けたいので、鴨川市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請者の情報

本店又は主たる事業所の情報	フリガナ	カモガワショウテン								
	名称(屋号)	鴨川商店								
	フリガナ	カモガワシヤイロ パンチ								
	住所	鴨川市八色887番地1								
	電話番号	04-7092-1111		開業年月日(令和6年中に設立・開業した方のみ記入)		令和6年 月 日				
申請者の種別	選択	☐ 中小企業者である会社	法人番号	記入不要						
		対象となる事業年度								
		☒ 個人事業者	生年月日	昭和	50	年	4	月	1	日
資本金(又は出資の総額)		記入不要		円	業種区分番号(※)	8	常時使用する従業員数	1	人	
担当者	所属部署	記入不要		フリガナ	カモガワ		ハナコ			
				氏名	鴨川		花子			
	電話番号	070-〇〇〇〇-XXXX		メールアドレス	kamogawa_syoten@kamogawa.co.jp					

※ 業種区分番号は、裏面の「4 業種区分番号」から当てはまる

計算では188,765円だが、交付上限額は18万円千円未満は切捨て

2 対象経費の実支出額及び交付申請額

対象経費の実支出額(※1・2) (「3対象経費の内訳」の③の額)		交付申請額(※3)
1,887,650	円 × 10% =	180,000 円

※1 対象経費の実支出額は、確定申告等から発生した対象事業に係る経費の金額(電気、ガス、水道料)

業種区分番号は、裏面の「4 業種区分番号」から当てはまる業種の番号を記入してください。

※2 対象経費の実支出額は、3万円に対象事業を実施した月数を乗じて得た額(令和6年7月2日から同年12月31日までに対象事業を開始した中小企業者である会社にあつては、令和6年中における対象経費の実支出額が3万円に令和6年に対象事業を実施した月数を乗じて得た額)以上であること。

※3 交付申請額は、1,000円未満の端数を切り捨てた額とし、18万円を限度とすること。

3 対象経費の内訳（確定申告関係書類又は決算書における対象経費）

「水道光熱費」に含まれる電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油及び重油に係る経費の実支出額	「水道光熱費」以外に含まれるガソリン、灯油、軽油及び重油に係る経費の実支出額	対象経費の実支出額
① 887,650 円	② 1,000,000 円	= ③ 1,887,650 円

※対象経費の算定

○「水道光熱費」に係る経費の算定

(円)

A 水道光熱費	B 水道光熱費（A）に含まれている水道代	金額（A－B） （上表①に転記）
900,000	12,350	887,650

○「水道光熱費以外」に含まれるガソリン・灯油・軽油・重油代の内訳

(円)

確定申告関係書類又は決算書の経費の科目	ガソリン・灯油・軽油・重油の種別	金額
燃料費	ガソリン	550,000
車両費	軽油	350,000
雑費	灯油	100,000
合計（上表②に転記）		1,000,000

4 業種区分番号

①鉱業、採石業、砂利採取業	②建設業	③製造業
④電気・ガス・熱供給・水道業	⑤情報通信業	⑥運輸業、郵便業
⑦卸売業	⑧小売業	⑨金融業、保険業
⑩不動産業、物品賃貸業	⑪学術研究業、専門・技術サービス業	⑫宿泊業
⑬飲食業	⑭生活関連サービス業、娯楽業	⑮教育業、学習支援業
⑯医療業	⑰福祉業	⑱複合サービス業
⑲サービス業（他に分類されないもの）	⑳分類不能の産業	

5 添付書類

- (1) 誓約書兼同意書（別記第2号様式）
- (2) 対象経費の実支出額が確認できる書類（確定申告におけるエネルギー関連費の額を証する書類、決算書等の写し）
- (3) 中小企業者である会社にあつては、履歴事項全部証明書
- (4) 個人事業者にあつては、本人であることを確認できる書類
- (5) 要綱第2条第2号イに該当する個人事業者にあつては、健康保険証の写し及び業務委託契約等に基づく事業収入があることを確認できる書類
- (6) 令和6年2月1日から同年12月31日までに事業を開始した個人事業者にあつては、開業届の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

誓約書兼同意書

私は、鴨川市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金の交付申請に当たり、下記の事項について、誓約及び同意します。

誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、当該支援金の交付を受けられないこと及び返還に応ずることに異議ありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

・下記事項を確認し、□にチェックを入れてください。

☒	支給要件を満たしていること。また、申請内容及び提出書類に虚偽がないこと。
☒	令和6年12月31日以前に事業を開始し、申請時点で市内において事業を営んでおり、今後も本市で事業を継続する意思を有していること。
☒	暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者は運営に関与していないこと。
☒	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業にかかる接客業務受託営業を行う事業性風俗関連特殊営業の事業でないこと。
☒	宗教活動又は政治活動を目的としている事業でないこと。
☒	公序良俗に反する事業でないこと。
☒	支援金の審査に当たり、必要な調査及び追加資料の提出に同意します。
☒	本市が必要とした場合は、給付申請にかかわる個人情報について、庁内関係課及び千葉県警察本部等の他の官公庁へ提供することについて同意します。

令和○年○月○日

提出日を記入してください

鴨川市長 佐々木 久之 様

（申請者）

住所 鴨川市横渚 1450 番地

名称 株式会社 鴨川商事

代表者職・氏名 代表取締役 鴨川 太郎 印

中小企業者である会社：代表者印
個人事業者：認印（シャチハタ不可）

記載例

第4号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

空欄（日付は事務局で記入します）

鴨川市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付請求書

鴨川市長 佐々木 久之 様

中小企業者である会社：代表者印
個人事業者：認印（シャチハタ不可）

個人事業者の場合

住所 鴨川市横渚 1450 番地
（本人確認書類に記載されている
住所を記入してください）
氏名 鴨川 太郎

請求者 住所 鴨川市横渚 1450 番地
株式会社 鴨川商事
氏名 代表取締役 鴨川 太郎 印
〔法人にあっては、所在地並びに名称
及び代表者の氏名〕

空欄（日付等は事務局で記入します）

令和 年 月 日付け鴨川市指令第 号 をもって額の決定の
あった鴨川市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金について、鴨川市補助金等交付
規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

1 請求額 〇〇〇,〇〇〇 円 記
申請書の交付申請額と同じ額
上限 18 万円
千円未満は切り捨て

金融機関名	鴨川銀行	鴨川	本店・支店
口座種別	普通・当座		
口座番号	1 2 3 4 5 6 7 8		
フリガナ	カブシキガイシャ カモカワショウジ	ダイヒョウトリンマリヤク	カモカワ タロウ
口座名義人	株式会社 鴨川商事	代表取締役	鴨川 太郎